

古賀市中心市街地空き店舗改修補助金 Q & A

Q 1. 補助事業開始、補助事業完了とは、どのタイミングのことを指すのか？

A 1. 補助事業開始とは、補助対象経費にかかる相手先との契約及び業務発注を行うタイミングのことを意味します。補助金の交付決定を受ける前に、契約及び発注を行った対象経費については、補助対象外となります（事前着手届を提出した後に実施した経費を除く）。また、補助事業完了とは、対象経費について、契約及び発注した業務が完了し、相手先への支払が完了（領収書の受領）したタイミングを意味します。補助事業期間内に、相手先への支払いを終わらせる必要があります。

Q 2. 交付申請書に記入する目標値を達成できなかった場合のペナルティはあるのか。

A 2. 特にありませんが、補助事業終了から3年間毎年、補助事業実施効果報告書を提出してもらう必要があります。そこに、その年の目標達成状況を記入していただきます。その際、目標数値を達成していなかった場合に、その理由と、改善方法を記入していただく必要があります。よって、実現可能な現実的な目標を記入してください。

Q 3. 令和5年3月10日までに補助事業を完了できなかった。

A 3. 実績報告書提出期限日の令和5年3月10日が補助事業完了の最終期限になります。期限を過ぎると補助金の交付ができません。

Q 4. 創業とはどういうことを言うのか。

A 4. 現在事業を行っていない人が、新たに事業を開始することを言います。既に事業を行っており、移転する場合は、新規創業者には該当しません。

Q 5. 特定創業支援等事業とは何か。

A 5. 古賀市商工会で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」に関する相談助言を継続して1か月以上にわたり4回以上受ける事業のことを言います。新規創業者に該当する方は特定創業支援等事業を受ける必要があります。

Q 6. 小規模事業者持続化補助金を申し込み予定だが、重複しての申請は可能か。

A 6. 重複申請はできません。国、福岡県及びその他の地方公共団体の補助金等において、重複申請していない（今後申請しない）事業または交付を受けていない事業である必要があります。

Q 7. 事業に事前着手したいと考えているが、事前着手届は申請書類一式を提出しないと提出できないのか。

A 7. そのとおりです。申請書類一式と一緒に提出いただくか、申請書類一式を提出した後に提出いただくかのどちらかになります。申請書類を提出する前に、事前着手届の提出をすることはできません。

Q 8. JR古賀駅西口エリアの活性化ビジョンとは何か。

A 8. 令和2年度から実施しているエリアマネジメント業務の中で策定した地域の将来像を描いたビジョンです。ビジョンの中でエリアの将来像として「くらしのこうじょう」を掲げており、古賀駅西口エリアで「くらす」人たちのくらしの満足度を向上させることを一つの目的としております。

Q 9. 自らDIYで内改装する際の原材料費は補助の対象になるのか。

A 9. 対象になりません。工事請負契約等の締結による内改装工事費が対象となります。